

徳島県告示第五百六十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県東部県税局長が、令和六年十月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和六年十一月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地
まるや石油株式会社	小松島市小松島町字房浜一 五番地の一